

# 憲法しんぶん速報版

第 60 号

2003 年 11 月 15 日

発行＝憲法会議

Tel 03-3261-9007

Fax 03-3261-5453

## “草の根” に熱気が広がっています

## “ 9 条ポスター ” に大きな反響

憲法会議が作成した「9条ポスター」が大きな反響をよんでいます。憲法会議のホーム・ページでも紹介していますが、「赤旗」に紹介された 11 月 14 日には朝から電話が鳴りどおしで、この日だけで 1000 枚近くの注文がありました。それもほとんどが「個人として」の注文で、50 枚を超えるのは稀で 5～10 枚が圧倒的です。

### 「自分の町から、隣の村へ」

注文は、北海道から九州まで、全国から寄せられています。事務局では電話での注文を可能な場合にはファックスに切り替えるようお願いしていますが、それでも電話口で 9 条への思いを語る人や、ファックスでの注文書に言葉を添えてくる人が少なくありません。

○…電話口で、いきなり「1 万円を投入しようと思う」と語り、送料や割引率を尋ねてきた長野県・信州新町の S さん。事務局の説明を聞いて、間もなくファックスで注文してきました。送料 1000 円、ポスターを貼る両面テープ 2000 円、残りの 7000 円分のポスターを送ってください、と。「自分の町内、となりの村へも回せれば、そのようにするつもりです」と添え書き。

### 2004 年 5 ・ 3 憲法集会 第 1 回実行委員会

◇日時 11 月 25 日 18 時 30 分

◇会場 文京シビックセンター・シルバーホール（4 F）

◇議題 ①実行委員会発足の確認、②国会の報告、③集会の会場と持ち方について、④署名運動の取り組みについて、⑤ポスターとロゴマークの公募について、⑥「憲法改正国民投票法案」に反対する院内集会の開催について、⑦その他  
※会議への参加は、①非暴力行動を貫く、②実行委員会参加団体を誹謗中傷しないこと、が条件です。

○…「いまどきはやらない言葉ですが、私は『傷痕軍人』です」と電話で語ったのは神奈川県・秦野市の S さん。戦争とその後の苦しみをせつせつと語りした。「9 条だけは守らなければな

らない。身体が不自由であり動きまわることはできないので、自分の家の塀に張りたい」と述べていました。

○…宮城県の遠田・志田地区の大運動実行委員会事務局長のTさん。

「憲法『改正』学習会が11月14日に開催されます。このポスターは今後どの町にも必要とされるものですから、とりあえず5枚だけ注文します。各団体で必要と決められたときには、必要枚数を県段階で取り扱っているところから求めたいと考えています」

### 「9条知ってる」多くない！

ポスターの注文だけではなく、憲法会議の存在を知って、ポスター運動への感想や、今後の運動についての提言も事務局に寄せられています。

○…総選挙の間中、多くの若い女性と対話をしたという新婦人会員のFさん。「9条守るために」と訴えると、「9条って何？」という女性が少なくないのに驚いたといいます。「知っている」という女性にあうと「飛び上がるほど嬉しかった」と語り、9条を広める運動の意義を強調しています。

○…「9条ポスターをつくったことを歓迎する」と語った静岡県の男性。

「9条を絶対変えさせないために提案がある」として、①個人加盟の「9条を守る会」をつくって、本当に広範な国民を結集しなければならないのではないか、②誰でも胸につけられる9条を守るバッジをつくったらどうか、と。そのどちらも、「5・3集会実行委員会」で論議しているとの事務局の説明に「ぜひ実現させてほしい」と。

## 新議員の憲法に対する態度

「毎日新聞」は、選挙期間中に全候補者へのアンケートをおこない、回答者のうち当選議員の回答だけを公表しました(11月11日)。改憲に関する態度とその主な内容に関する項目について、自民、民主、公明議員の回答はつぎのとおりです(数字は%)。

▽憲法をめぐる論議で、あなたの考えに最も近いのはどれですか。

	全体	自民	民主	公明
1、あくまで現行憲法を守るべきだ	6	2	5	0
2、憲法改正に向けた手続を始めるべきだ。	36	49	25	3
3、当面は憲法問題について論議を深めるべきだ。	54	42	69	85
(無回答)	7	2	12	

▽憲法論議にあたって、あなたが最も重視している論点を以下の選択肢から二つ選んでください。(4設問は略)

・翻訳調からわかりやすい日本語に	12	14	12	6
・自衛隊の位置づけを明確にする	44	57	34	18
・集団的自衛権を行使できるように	13	22	3	0
・象徴天皇制を見直す(全党0)				
・首相を国民の直接投票で選ぶ	10	7	15	9
・環境権を明示する	21	15	23	56
・「知る権利」を明示する	9	2	16	21